

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被告 国 外2名

意見陳述要旨

2022年3月3日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕



2020年、コロナ禍から事業者を救済するためのコロナ給付金として、持続化給付金及び家賃支援給付金制度が設けられました。しかし、被告国は、数ある営利を目的とする事業者のうち、あえて、性風俗関連特殊営業と接客業務受託営業を営む事業者だけを給付金支給対象者から積極的に除外しました。

そして、今年（2022年）1月、新たに「事業復活支援金」が策定されましたが、やはり国は、同じように、性風俗関連特殊営業を営む事業者（以下「性風俗事業者」といいます。）らだけを給付金の支給対象外としました。

被告国は、「社会通念」上、公的資金による支援対象とすることに「国民の理解」が得られないから支給対象外としたとか、あるいは、これまでの前例を踏襲して給付対象から外した、などと大要主張しています。

しかし、被告国の主張には合理的な理由がありません。表面的な用語として使われている「社会通念」、「国民の理解」の実質的な中身は、不合理な差別感情、職業差別であるといわなければなりません。

そもそも、性風俗事業者である原告は、風営法や売春防止法などの事業に関連する法令を遵守しています。法律上定められた確定申告を行い、納税義務も果たしています。原告は、法令で定められた届出をし、今日まで風営法などの法令に違反しない範囲内で適法に事業を続けてきました。原告は、事業者の利益と性的秩序・性道徳の維持との調整を図るための法律・ルールを守っています。適法に営業している事業者ですから、原告がコロナ給付金を受給し、その事業を継続しても、当然ながら、公共の福祉・公益が害されることにはなりません。しかし、性風俗事業者であるというだけで、原告には、一切コロナ給付金が支払われないという措置がとられています。

他方で、法律を守らず、過労死やセクハラなどを起こしている他の事業者には、コロナ給付金が全額支給されています。「社会通念」の「社会」や、「国民の理解」の「国民」は、このような支給を許容し「理解」しているとでもいうのでしょうか。

つまり、「社会通念」や「国民の理解」なるものの実体は差別感情であり、国がこれまでのコロナ給付金や大震災の被害回復に係る給付金の給付に際して、毎回、性風俗事業者を除外し続けたことで、国民に性風俗事業者に対する差別感情・スティグマを植え付け、国がそれを放置するにとどまらず、助長・増大させた結果、作出された「誤った理解」というべきものです。

国が特定の事業者だけをコロナ給付金の対象外とし、不支給とされて当然の事業者だと「誤解」させ、その「誤解」すなわち差別感情を前提に、同種の給付金でも同じ事業者を支給対象から除外する。そして、さらに新たな「誤解」が生まれる。このようにして国民の正当な理解などではなく、差別感情やスティグマが生まれ、それが連鎖・拡大してきたのです。このような違憲・違法な過去の前例は、現在の区別（原告への不支給）を正当化するものなどではありません。

持続化給付金も家賃支援給付金も、そしてこのたびの事業復活支援金も、未曾有のコロナ禍において、営利を目的とするすべての事業者がコロナに耐え、立ち直り、個々人がそれぞれの人生において選択した自身の「誇り」としての「職業」を守り切るために極めて重要な給付金です。各規程の目的規定に照らしてみても、本来すべての事業者に等しく給付されるべき性質の給付金ですから、性風俗事業者らだけを支給対象から除外する措置については、極めて慎重な違憲・違法の審査がなされるべきです。

原告に対する給付金の不支給は、憲法14条1項の「法の下の平等」に反する措置であり、区別に係る目的の合理性も、手段の合理的関連性もありません。加えて、現に法律を守って職業を営む事業者に対しても、先に述べたような実体を有する「社会通念」や「国民の理解」なるものを重視（関連法令の趣旨に反して過度に考慮）して一切給付金を支給しない措置をとることは、裁量権の逸脱・濫用であり違法です。

これらのこととは、これまでの原告の主張や、4名の研究者の意見書（甲28・甲31・甲32・甲34）、関係する各証拠から明らかです。

昨年（2021年）9月の第3回期日において、前裁判長は、「本件の主要な争点は不給付規定の憲法適合性」であると明言しました。原告としては、違憲・違法に係る裁判所の判断が判決において正面からなされるものと確信しています。

これから、原告代表者が意見を述べます。原告は、被告国がいとうやうな、「不健全」な事業者なのか。原告の事業の継続を否定すべき理由が本当にあるのか。あらためて、原告代表者の生の声を聴いてください。

以上